

○金融庁
財務省 告示第 号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の二十八第二項第五号の規定に基づき、特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のとおり定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年 月 日）から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

一 特定破綻金融機関等（預金保険法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。次号において同じ。）の経営体制の整備

二 特定破綻金融機関等の再建計画の策定